

地震予知と大震法

◆日本の地震予知の歴史

大地震によって繰り返し大きな被害を受けてきた日本では、明治時代に地震学の研究が始まって以降、常に地震予知が目標として掲げられてきました。1962年に地震研究者有志がまとめた「地震予知現状とその推進計画」(通称ブループリント)がきっかけとなり、1965年から国家プロジェクトとして地震予知研究計画が開始されました。1975年に中国で起きた海城地震では、前兆現象に基づいて予知に成功し住民が事前避難したとの報告がなされ、注目を集めました。日本では1978年の大震法によって東海地域を対象として予知を前提とする地震防災体制が実用化されましたが、約40年の間に地震予知情報が一度も出されることなく2017年に運用が停止されました。

◆大規模地震対策特別措置法(大震法)

1976年に東京大学助手(当時)の石橋克彦氏が駿河湾を震源とする大地震の可能性を指摘して大きな社会問題となり、地震防災対策を急いで進める必要が生じました。その結果1978年に成立したのが大規模地震対策特別措置法です。この法律は、地震予知を前提として、大地震発生が予知された場合の防災対応を国・自治体・事業者等がそれぞれに策定し対応することをうたっており、私権の制限を含む強制力を持つ対応が規定されています。この法律を根拠として、静岡県では防災対策が進みました。

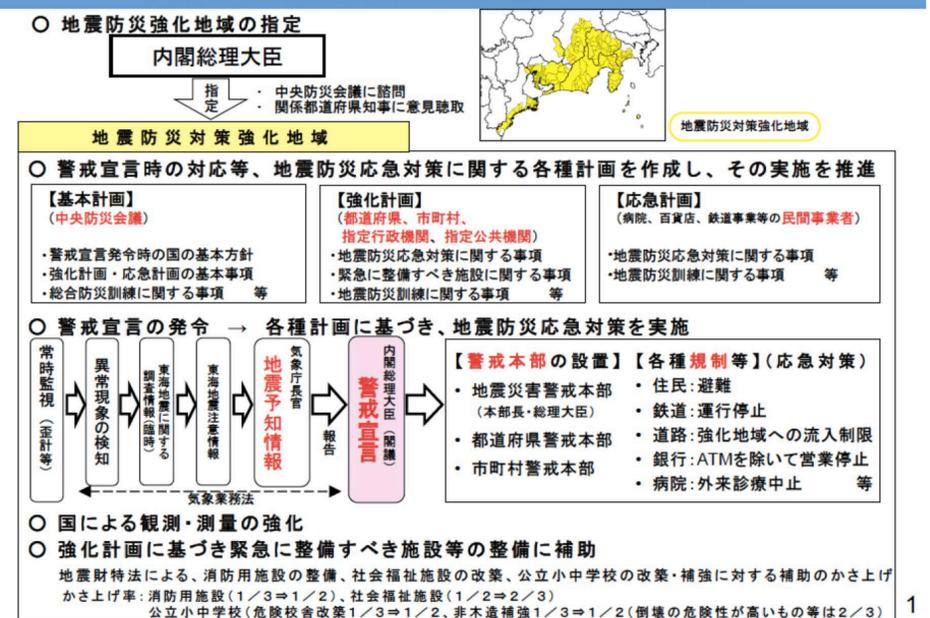
◆地震予知のその後

1980年代以降、地震予知の研究は当初の思惑通りには進まず、逆に地震の複雑さや予測の困難さが次第に明らかになってきました。1995年の阪神・淡路大震災では、それまでの前兆検出を重視した地震予知が批判の対象となり、研究の方針転換が迫られました。また、この震災を契機として地震調査研究推進本部が設置され、地震研究成果の社会還元が進められました。中央防災会議は、南海トラフ地震で発生する大規模地震の精度の高い予測は困難とする報告を2013年にまとめ、この報告を受けて、東海地震の予知情報提供は2017年10月で停止され、南海トラフ地震に関する情報の提供へと引き継がれました。

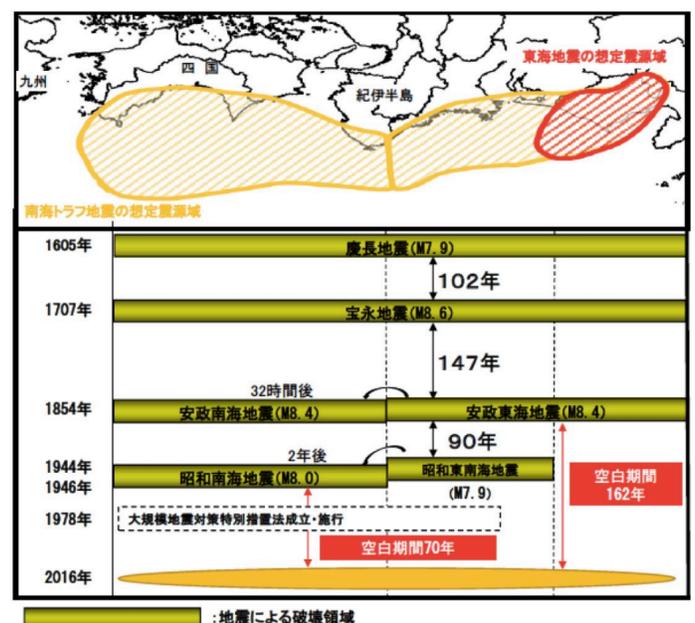
日本における地震予知の歴史

1891年	濃尾地震
1892年	震災予防調査会設立
1923年	関東大震災
1925年	東京大学地震研究所設立
1962年	ブループリント公表
1964年	新潟地震
1965年	地震予知研究計画(第一次)開始
1968年	十勝沖地震
1969年	地震予知計画(第二次)開始
1976年	駿河湾地震(東海地震)説
1978年	大規模地震対策特別措置法
1995年	阪神・淡路大震災 地震調査研究推進本部設置
2011年	東日本大震災
2013年	大規模地震予測可能性に関する報告
2017年	東海地震予知情報の運用停止

大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月制定)



大震法の概要(内閣府資料)



東海地震予知と南海トラフ地震

東海地震は起きる場所と地震規模が特定されており、前兆を検出して時刻を指定すれば「予知」となります。南海トラフは場所や規模も特定する必要があるので、予知はより困難と言えます。